

法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いについて

(令和4年8月23日建政-955)

- 1 契約担当者は、受注者から提出された請負代金内訳書に明示された法定福利費額について、予定価格の積算から合理的に推計される法定福利費の概算額（以下「予定価格に占める法定福利費概算額」という。）との比較により、法定福利費に相当する額が適切に請負契約に計上されていることを確認する。
- 2 予定価格に占める法定福利費概算額は、別表で定める工種別の算定基礎額に算定率を乗じて算定することとし、算定に当たっては、別添「予定価格に占める法定福利費概算額の算定シート」を活用する。
- 3 契約担当者は、以後の発注において予定価格を類推させる恐れがないと認められる場合は、算定された予定価格に占める法定福利費概算額を、建設工事の入札及び契約に関する情報の公表に係る取扱要領第2条第1項第4号に掲げる事項とともに公表する。
- 4 受注者により明示された法定福利費額が、予定価格に占める法定福利費概算額の2分の1を下回るときは、契約担当者は受注者に対して算出根拠の確認を指示し、誤記等があれば訂正を指示する。
- 5 受注者による算出根拠の確認を経てもなお受注者により明示された法定福利費額が、予定価格の法定福利費概算額の2分の1を下回るときは、契約担当者は別記書式に受注者が提出した請負代金内訳書及び予定価格に占める法定福利費概算額算定シートを添えて建設政策課長に報告する。
- 6 建設政策課長は、類似事案の発生頻度等を踏まえ、担当者に建設業法に基づく下請負等実地調査の実施を指示するなど、法定福利費の適切な支払いを確認する。

附則（令和４年８月２３日）

- 1 この取扱いは、令和４年８月２３日から施行することとする。
- 2 この取扱いの制定に伴う改正後の関係要綱等の規定は、令和４年１０月１日以降に入札公告等を行う建設工事から適用することとする。
- 3 前項の規定に関わらず、本文３の規定は、令和４年１１月４日以降に入札結果・契約内容等を公表する建設工事から適用することとする。

別添「予定価格に占める法定福利費概算額の算定シート」

略

(別表)

| 工種 | 算定基礎額 | 算定率 | 留意点 |
|-------------------|-------------------|------|---------------------------|
| (国交)河川工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.95 | |
| (国交)河川・道路構造物工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.52 | |
| (国交)海岸工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.41 | |
| (国交)道路改良工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.66 | |
| (国交)鋼橋架設工事 | 工事価格(消費税除く) | 2.81 | |
| (国交)PC橋工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.83 | |
| (国交)舗装工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.89 | |
| (国交)砂防・地すべり等工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.10 | |
| (国交)公園工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.10 | |
| (国交)電線共同溝工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.31 | |
| (国交)情報ボックス工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.07 | |
| (国交)橋梁保全工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.90 | |
| (国交)道路維持工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.68 | |
| (国交)河川維持工事 | 工事価格(消費税除く) | 6.40 | |
| (国交)共同溝工事(1) | 工事価格(消費税除く) | 4.31 | |
| (国交)共同溝工事(2) | 工事価格(消費税除く) | 3.01 | |
| (国交)トンネル工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.58 | |
| (国交)コンクリートダム工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.16 | |
| (国交)フィルダム工事 | 工事価格(消費税除く) | 2.29 | |
| (国交)下水道工事(1) | 工事価格(消費税除く) | 4.03 | |
| (国交)下水道工事(2) | 工事価格(消費税除く) | 4.40 | |
| (国交)下水道工事(3) | 工事価格(消費税除く) | 3.83 | |
| (国交)下水道工事(4) | 工事価格(消費税除く) | 3.49 | |
| (国交)営繕工事 | 工事価格(消費税除く) | 5.00 | |
| (国交)昇降機設備工事 | 工事価格(消費税除く) | 2.00 | |
| (農)ほ場整備工事 | 工事価格(消費税除く) | 5.67 | |
| (農)農用地造成工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.53 | |
| (農)舗装工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.89 | |
| (農)道路改良工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.66 | |
| (農)水路トンネル工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.28 | |
| (農)水路工事 | 工事価格(消費税除く) | 5.28 | |
| (農)排水路工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.58 | |
| (農)河川工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.95 | |
| (農)管水路工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.16 | |
| (農)管更生工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.49 | |
| (農)畑かん施設工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.57 | |
| (農)干拓工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.17 | |
| (農)海岸工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.41 | |
| (農)コンクリート補修工事 | 工事価格(消費税除く) | 5.19 | |
| (農)ため池工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.40 | |
| (農)その他土木工事(1) | 工事価格(消費税除く) | 3.86 | |
| (農)その他土木工事(2) | 工事価格(消費税除く) | 4.89 | |
| (農)フィルダム工事 | 工事価格(消費税除く) | 2.29 | |
| (農)コンクリートダム工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.16 | |
| (農)施設機械設備工事 | 据付工事原価 | 1.49 | |
| (農)鋼橋製作架設工事 | 工事価格から工場製作原価を除いた額 | 2.81 | |
| (農)電気通信設備工事 | 据付工事価格 | 3.86 | |
| (水)漁港漁場関係工事 浚渫工事 | 予定価格(消費税含む) | 3.45 | 合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。 |
| (水)漁港漁場関係工事 構造物工事 | 予定価格(消費税含む) | 2.60 | 合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。 |
| (水)海岸工事(水産庁所管) | 予定価格(消費税含む) | 3.41 | 合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。 |
| (林)河川工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.95 | |
| (林)河川・道路構造物工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.52 | |
| (林)治山・地すべり工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.10 | |
| (林)海岸工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.41 | |
| (林)森林整備A | 工事価格(消費税除く) | 4.10 | |
| (林)森林整備B | 工事価格(消費税除く) | — | |
| (林)道路工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.66 | |
| (林)鋼橋架設工事 | 工事価格(消費税除く) | 2.81 | |
| (林)PC橋工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.83 | |
| (林)舗装工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.89 | |
| (林)公園工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.10 | |
| (林)橋梁保全工事 | 工事価格(消費税除く) | 3.90 | |
| (林)道路維持工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.68 | |
| (林)トンネル工事 | 工事価格(消費税除く) | 4.58 | |
| (港湾)港湾浚渫工事 | 予定価格(消費税含む) | 3.45 | 合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。 |
| (港湾)港湾構造物工事 | 予定価格(消費税含む) | 2.60 | 合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。 |
| (港湾)港湾海岸工事 | 予定価格(消費税含む) | 3.41 | 合併積算における予定価格の額は現場工事価格とする。 |

(別記書式)

文 書 番 号
年 月 日

建設政策課長

契約担当者

法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いに基づく
確認結果について（報告）

このことについて、「法定福利費の適切な支払いを確認するための取扱いについて（令和4年8月23日付け建政－955）」に基づき確認した結果、受注者により明示された法定福利費額が、予定価格に占める法定福利費概算額の2分の1を下回っているので報告します。

- 1 工事名
- 2 受注者名
- 3 添付書類
 - ①請負代金内訳書
 - ②予定価格に占める法定福利費概算額の算定シート

担当：